



2005年6月7日 第2005-56号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL : svakai@jam-union.or.jp

社会保険庁の在り方について最終とりまとめ 第10回「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」で

社会保険庁の在り方に関する有識者会議は、年5月31日、「社会保険庁の在り方について」と題する最終とりまとめを行いました。

昨年の年金国会に続き、社会保険庁幹部の収賄事件での逮捕、監修料問題、個人情報漏洩などによって、国民の社会保険庁への批判や不信がより強まっています。政府は、社会保険庁長官に初の民間人を招くとともに、内閣官房長官の下に「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」を設置し、国民の信頼回復、社会保険庁の存続を前提としないことを基本的な視点とし、昨年8月の第1回会議から今日まで、社会保険庁の改革について検討を重ねてきました。

今回、公的年金制度の事業運営は「国の責任の下に、・・・業務全般について、政府が直接に関与する」組織で行うこと、政管健保は国とは切り離した全国単位の公法人を保険者として設立し、

財政運営は都道府県単位を基本とする、などを柱とする「最終とりまとめ」を行いました。

会議では、事務局より説明があった「最終とりまとめ」について、各委員が残された課題を指摘し、意見を述べました。金子座長より「最終とりまとめ」を確認したい旨提案があり、委員全員が了承しました。

草野事務局長は、「新たな組織の運営において、『意思決定機能』『業務執行機能』『監査機能』の三機能が確実に機能していくことが最大のポイント。国民はそのことをしっかり見ている」「改革がきちんと進んでいるか、監視する機能が必要である」「職員の意識改革を含めて改革を進めるには、職員が誇りと意欲をもって取り組むことが重要。職員と十分、話し合いを行いながら進めてほしい」などの意見を述べました。

最終とりまとめの主な内容は次の通りです。

(1) 組織の改革について

- ① 公的年金制度の運営と政管健保の運営を分離する。
- ② いずれの新組織においても、「意思決定機能」「業務執行機能」「監査機能」の三機能を盛り込んだものとする。
- ③ 大幅な人員の削減、民間企業的な人事・処遇の導入など。
- ④ 47都道府県の社会保険事務局は廃止し、ブロック単位に集約化。現行312の社会保険事務所は、保険料収納率の向上のため実施体制の大幅な拡充をはかる。また、国民サービスの向上のため窓口業務を拡充する。

(2) 公的年金の運営主体について

- ① 公的年金については、国の責任の下に、年金事業に特化した組織とした上で、徴収をはじめとする業務全般について、政府が直接に関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制を確立
- ② 新組織の運営は、意思決定機能として「年金運営会議」を設置し、厚生労働大臣が任命する「長」と外部の複数の専門家を任命する。同時に、年金受給者や年金保険料負担者等で構成する「運営評議会」を設置し、その意向が年金運営会議の審議や新組織の運営に十分反映できるようにする。

(3) 政管健保の運営主体について

- ① 保険者機能の強化から、国とは切り離した全国単位の公法人を保険者として設立し、財政運営は都道府県単位を基本とする。「適用」及び「徴収」の事務は、事務の効率性、事業所の負担軽減、強制徴収という公権力の行使から、公的年金と一体で行う。
- ② 保険料を負担する者の意見に基づく自主自立の事業運営を確保するため、関係事業主、被用者及び公益を代表する有識者で構成する「意思決定機関」を設置する。
- ③ 新組織の具体的な在り方は、今後、医療保険制度改革の論議において、詳細な検討を行い、2006年の通常国会に法案を提出する。

(4) 関連事業の切り離し、整理等

保険料で整備された福祉施設は、5年後の廃止を前提とした独立行政法人を設置し、その売却等を基本に進める。また、これらの施設の運営等が委託されている公益法人についても抜本的な見直しを速やかに進める。